

## 都市国家ヴェネツィアにおける貴族の親族集団

高田京比子

【要約】一三世紀から一四世紀にかけてのイタリア諸都市は、しばしば政局が混乱する非常に政情不安定な単位であったが、ヴェネツィアだけは貴族の門閥闘争から免れ政局が安定していた。それはなぜであろうか。本稿では、その理由を、イタリア上層市民一般に重要な「家」や親族関係の視点から説明することを試みる。まずは、貴族の居住分布の検討から、従来のヴェネツィア貴族の「家」の捉え方に疑問を提示し、筆者なりの分析視角を設定した。ついで、「反乱の分析から、ヴェネツィア貴族の「家」（「クラム」）内部の結束力と門閥闘争の欠如の関係を探り、法令の検討から、実際の政治活動で有効な親族集団の種類及び範囲はどのようなものか、また、それと貴族の結束は如何に結びつくのかを考察することになる。その結果、クランの結合力の弱さと、実際の政治活動で重要な単位は親族ネットワークによる小集団であることが、ヴェネツィア貴族を門閥闘争に到らしめなかった重要な要素であるという結論が得られた。

史林 七五卷二号 一九九二年三月

### はじめに

一三世紀から一四世紀にかけてのイタリア諸都市は、しばしば政局が混乱する非常に政情不安定な単位であったが、その原因のひとつに都市上層市民の門閥闘争がある。この時代、伝統的都市貴族・一般市民を問わずいくつかの有力な家——共通の祖先を持つ親族の共同体、親子兄弟のような家族を中心とする——が台頭し都市政治を支配するようになる<sup>①</sup>、商人的メンタリテイと騎士的メンタリテイをあわせもつこれら上層市民は、主に彼らの属す家の一員として互いに利益を追求した。例えばミラノ、フェラーラ、マントヴァなどの都市では、一三世紀既にひとつの有力な家が圧倒的な勢力を獲得

して、僭主制を出現させている。② またジエノヴァでは一四世紀前半、ドリア、スピノラ、フィエスキ、グリマルディの四家が、政権をめぐって四つ巴の争いを繰り広げていた。③ このジエノヴァを主たるフィールドとするエールスは、一九七四年『中世のファミリー・クラン』と題する彼の著作で、「家族の結合力は北部及び中部イタリアでとりわけ強いのがわかる。私は、『商業』都市の経済的興隆と独特な政治機構の強調によってイタリアの真の社会構造の分析が蔑ろにされてきたと思う」と述べ、イタリア社会における家族・親族の重要性を指摘しているが、④ 実際、政権をめぐる有力な家どうしの争いは激しく、多くの人々が追放や家屋破壊の憂き目にあっていたのである。⑤

ところがその中であって、ヴェネツィアだけは貴族の門閥闘争から免れ政局が安定していた。それはなぜであろうか。伝統的見解に従えば、彼らの経済的・身分的同質性と、商業活動や大評議会 *Magior Consiglio* (以下MCと略記)を通じて中小貴族にも政治経済的キャリアが保証されていることが、ヴェネツィア貴族の結束を支える重要な要因であったといふことになる。つまり、彼らは海外貿易に経済基盤を置く商人で、しかも最も利潤の高い香料貿易がムーネの統制下にあることに見られるように、彼らの経済的運命はムーネのそれと密接に結びついていた。⑥ また、一三世紀末に始まる一連の法律で貴族身分の世襲性が確立し、彼らは全貴族の集会であるMCを通じて政治権力を独占することになったのである。⑦ 勿論、今日では貴族内にも様々な些細な対立はあり、貴族の一致団結などは幻想にすぎないことが分かっているので、それに対応して、法の公正な適用と取締機構の整備や、個人への特権付与制度の存在など、貴族の結束の説明もより豊かなものになってきている。しかし、冒頭でも述べたように、イタリア都市上層市民一般において、家という社会的結合関係が重要であることが指摘されつつある現在、このような経済的・制度的視点だけに留まっているわけにはいかないだろう。ヴェネツィア貴族とある家族、ある家の一員なのだから、研究をさらに深化させるためには、そのような社会的結合関係の中においても彼らを把握していかなければならないのである。彼らが他都市の上層市民と同じように、自分の属す家の勢力拡大を求めて他家と争う可能性は十分ある。それが大規模な争いにならなかったのはなぜか、各家間の人的結合関

係はいかなるものであったのか、また上記のような同質性が各家間の対立を緩和していたと考えられるが、それならそのような状況にあって、ヴェネツィア貴族の家はいかなるものとして存在していたのか——かような視点からヴェネツィア貴族の政治社会に切りこむことが今後の課題であろう。しかもかつては「ヴェネツィア貴族の神話」と称して、ヴェネツィア貴族の政治的賢明さと徳の高さを讃える言説が氾濫し、争いの少なさを貴族個人々の資質の問題で片付けてしまう向きもあった。しかしこのように社会の在り方を個人の資質で説明してしまうことには問題があるし、またヴェネツィア貴族が個人として倫理的にすぐれていたなどという見解は実証的にも批判されている。そこでより一層、家族や家の視点からヴェネツィア貴族の結束の要因を探ることが必要となるのである。

本稿では、このような問題関心の下にヴェネツィア貴族の親族集團と政治社会の関連をできるだけ具体的に解明しようと試みる。史料上の制約もあり、もとより完全な像を描くことは望めないが、少なくともヴェネツィアの特徴は押さえられるであろう。

※本稿では以下の略号を用いる。Cessi, I, II, III—R. Cessi, a cura di, *Deliberazioni del Maggior Consiglio di Venezia*, 3 vols, *Atti delle assemblee costituzionali italiane dal Medio Evo al 1831*, Serie 3, Sezione I, Bologna, 1970 (Ristampa); Thiriet, *D I, D II—F. Thiriet, Délibérations des Assemblées vénitiennes concernant la Romagne*: Tome I: 1160—1303, Paris, 1966, *Tome II: 1364—1463*, Paris, 1971; Zago, *Dieci I, II—F. Zago, a cura di, Consiglio dei Dieci: Deliberazioni Miste*, Fonti per la storia di Venezia, *Registri I-II (1310—1325)*, Venezia, 1962, *Registri III-IV (1325—1335)*, Venezia, 1968, *SG—La Storia dei Genovesi*.

- ① 清水廣一郎『イタリア中世の都市社会』、岩波書店、一九九〇年、一七一—一八頁。  
 ② D・ウェーラー『イタリアの都市國家』（森田鉄郎訳）、平凡社、一九七一年、二八一—二八六頁。G・ノッカッチ『イタリア人民の歴史』
- ③ 坂藤泰弘・豊下櫛彦訳、未來社、一九八四年、八〇頁。  
 ④ P. P. Argenti, *The Occupation of Chios by the Genoese and Their Administration of the Island*, Cambridge, 1958, pp. 31—85; A. Assini, "Genova negli anni di Enrico VIII di Lussemburgo:"

le fonti archivistiche”, *SG* 8, 1987, pp. 369-87.

④ J. Heers, *Family clans in the Middle Ages*, trans. by Barry Herbert, New York, 1977 (*Le clan familial au Moyen Age*, Paris, 1974), p. 35. 彼の論文「マッソーリー・マンニンゴ」が「親族觀念」を基として集まった「家族の集合体」のごとくある。ibid., p. 8, 55. なお本書はイタリアだけでなく他のヨーロッパ諸国も射程に入っているが、特にイタリア都市において親族の重要性を指摘し、新しい研究分野を刺激した点に意義がある。

⑤ cf. Id., “L'exil politique, facteur de transferts économiques”, in: J. Heers and C. Bec, eds, *Exil et civilisation en Italie (XVII-XVIII siècles)*, Paris, 1990.

⑥ ヴェネツィアの商業・貿易・商人については数々の文献があるが代表的なものとして取り敢えず次の文献だけを挙げておく。R. Cessi, *Politica ed economia veneziana nel trecento*, Roma, 1952; G. Luzzatto, “Les activités économiques du patricat vénitien”, *Annales d'histoire économique et sociale* 9, 1937; F. C. Lane, “Merchant Galleys, 1300-34: Private and Communal Operation”, *Spectator* 38, 1963. またM・H・マニンゴ『ヴェネツィア』(清水廣一郎訳)、岩波現代選書、一九七九年、を参照。

⑦ セラータと呼ばれるこの改革は、父が父系の祖先がMCのメンバーである者は二五歳になると自動的にMCへの参加資格を得るようになる、従来不明確だったメンバーが法的保証を得て貴族MCのメンバーという図式が成立した。セラータについては貴族身分の閉鎖が否かについて論議があったが、この改革によって支配者層の家が大きく変わるということはないので、本稿では取り立てて論ずることはしない。セラータについては、永井三明「ヴェネツィア貴族階級の確立とその背景」『史林』六三二五、一九八〇年、六七七―六八六頁。F. C. Lane,

“The Enlargement of the Great Council of Venice” (1971), in: *Studies in Venetian Social and Economic History: The Collected Papers of Frederic C. Lane*, London, Variorum Reprints, 1987; S. Chojnacki, “In Search of the Venetian Patriate: Families and Factions in the Fourteenth Century”, in: J. R. Hale, ed., *Renaissance Venice*, London, 1974; M. Merores, “Der große Rat von Venedig und die sogenannte Serrata vom Jahre 1297”, *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 21, 1928; G. Ruggiero, “Modernization and the Mythic State in Early Renaissance Venice: The Serrata Revisited”, *Viator* 10, 1979.

⑧ S. Chojnacki, “Crime, Punishment, and the Trecento Venetian State”, in: L. Martines, ed., *Violence and Civil Disorder in Italian Cities, 1200-1500*, Berkeley, 1972.

⑨ D. Romano, “Quod sibi fiat gratia: Adjustment of Penalties and the Exercise of Influence in Early Renaissance Venice”, *Journal of Medieval and Renaissance Studies* 13, 1983.

⑩ 神話のごとくD. E. Queller, *The Venetian Patriate: Reality versus Myth*, Chicago, 1986, pp. 3-28; E. Müllr, *Civic Ritual in Renaissance Venice*, Princeton, 1981, pp. 13-61. を参照。またこの神話とそれと異なる現代歴史家の取り組みについて紹介しているJ. S. Grubb, “When Myths Lose Power: Four Decades of Venetian Historiography”, *Journal of Modern History* 58, 1986.

⑪ D. E. Queller, *The Venetian Patriate*; G. Ruggiero, *Violence in Early Renaissance Venice*, New Jersey, 1980.

⑫ 例えば「ヴェネツィアの覚え書き史料のよきな私的史料には恵まれていない」議事録を詳しい発言内容までは記載してこない。

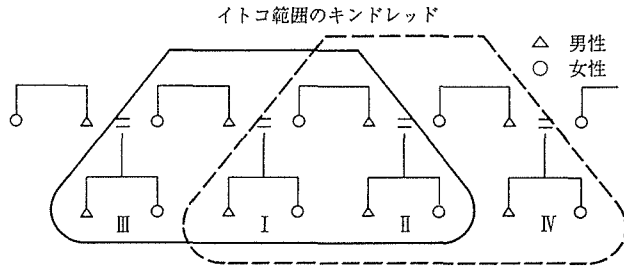
## 一 ヴェネツィア貴族の家と家族

既に述べたように、本稿の目的は貴族の親族集団と政治社会の関連を明らかにする中で、貴族の結束というヴェネツィアの特徴を説明することにある。それでは、ヴェネツィア貴族の家や家族について、従来の研究はどのような知見を与えてきたのであろうか。本章では、ヴェネツィア貴族の家・家族に関する基本的事項を押さえるとともに、従来のアプローチ方法の問題点を指摘し、筆者なりの視角を開くことにしたい。が、以下、論を進めていくにあたり、親族に関する様々なタームを使用することになるので、最初に本稿で使用用語の整理を行なっておくのが適当であろう。<sup>①</sup>

親族集団<sup>②</sup>——親族によって組織される集団——は基本的に二種類あり、ひとつは祖先中心的、つまり共通の祖先を持つことよって組織され、もうひとつはエゴ中心的、つまりある個人との関係によつて組織される。前者は出自集団と呼ばれ、これはさらに系譜関係の明確なりニージと不明確なクランに分類される。リニージはクランの下位区分の形をとることが多い。ヴェネツィア貴族の家は一種の出自集団とみなせるが、これがクラン／リニージと呼び得るものかどうかは後で検討することにしてしよう。さて、後者はキンドレッドと呼ばれ、個人との関係によつて成立していることから、流動的、非永続的な集団である（図参照）。ただし一般には範囲も不明確であるためキンドレッドという集団概念をそのまま分析装置として用いることは難しい。それ故本稿では、『社会学小辞典』の定義に従い単に親族ネットワークと呼ぶことにする。なお、本稿で家という場合は、世帯ではなく冒頭の定義でも示したように家族を中心とする出自集団を指し、家族という場合は、夫婦、親子、兄弟のような近親を指すものとする。これらの用語は、ヴェネツィア社会の現実に対応する必要から必ずしも厳密に適用できるわけではないが、現実を少しでもクリアに説明するためには有効であろう。では本論に入ることにしよう。

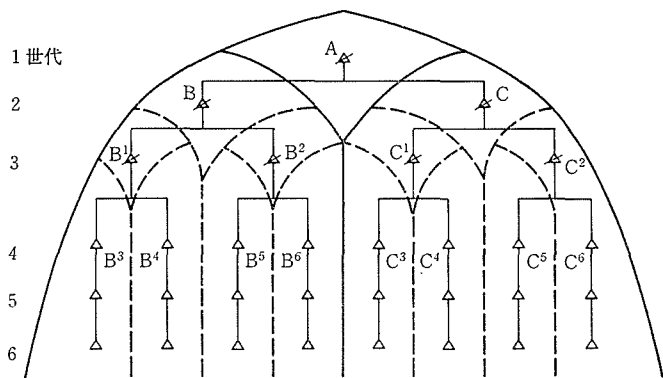
ヴェネツィアには約二五〇の貴族の家があり、まずメロレスの研究によつて、それらがヴェネツィアの政權に定着し始

し、ヴェネツィア政治社会の変化を地中海貿易の浮沈とそれに対処しようとする商人の行動に結びつけて説明したクラッコは、貴族の中にとりわけ大きな家が存在し、それらが政治経済的に重要な位置を占めていたことを指摘した<sup>⑤</sup>。彼は、各家が商業記録に登場し始める時期やMCに占める人数の増減を調べることによって、その家、さらにはある階層の勢力の盛衰を描こうとしたのである。ところが、彼の場合は、貴族を大商人層、中小商人層という経済指標によって分類し、基



(実線：Iのキンドレッド、点線：IIのキンドレッド)

フォックス『親族と婚姻』, 230頁



出自集団

フォックス『親族と婚姻』, 178頁

めた時期が明らかにされた。彼女は一〇世紀頃から史料に現れる家名を拾いだして、一三世紀末即ちセラータの頃にMCを構成していた貴族を①一二世紀末既に政治の舞台に登場しているもの、②一二〇〇年前後から登場するもの、③一三世紀後半に登場するもの、に分類した。それによると①が圧倒的に多いが③もMCでじりじりと議席を増やしており、だいたい一三世紀において社会的に有力であった家が後の世襲貴族身分になったことがわかる。しかし、彼女の研究は貴族と平民の区別を家の面から明らかにしようとしたものであるため、大きさや勢力など各家ごとの違いまで立ち入って考察することはしていない。それに対

本的に両者の間の利害対立を考察しようという姿勢を取っているため、人数の多さを有力な家の指標に使い、しかもその有力な家のメンバーと富裕な大商人を同一視するなど家の扱いについて多くの問題を残すこととなった。そこで、これらの欠陥がある程度克服し、貴族の家についてより正確な知識を与えたのが、ホイナツキである。彼は、政治経済的に傑出した特定の家があるのか、その少数の有力な家が政権を独占していたのか、を調べるため、一三世紀末～一四世紀末の家の盛衰を、役職リストと財産評価表を使って明らかにした。それによると一四世紀中に断絶した家や新しく加わった家、一四世紀半ばだけ登場する家がある一方で、大多数の家は一四世紀を通じて存在し、しかもその内一四家（コンタリーニ、コルネル、ダ・モリン、ダンドロ、ドルフィン、ファリエル、ジュスティニアン、グラデニーゴ、ロレダン、ミキエル、モロシーニ、クイリーニ、ソランツォ、ヴェニエル）は常に政治経済的に傑出していたのである。さらに彼は同一家内の個人の財産の差や、小さな家でも重要な役職についていることを指摘し、彼らが人数的に傑出しているからといって政治経済を独占したわけではないと、結論づけている。<sup>⑤</sup> こうして従来の研究はヴェネツィア貴族の家の外面的な容貌——すなわち、一三世紀からの家の連続、少数の傑出した家の存在、同一家内の個人の財産格差、各家による役職の配分——を明らかにしたのである。しかし、これらの外面的特徴は何もヴェネツィアに限られた現象ではない。多くの家の連続とそれらによる役職配分や、同一家内における個人の財産格差は、政権争いの激しいジェノヴァ貴族の家にも共通して見られるのである。フィレンツェでも少数の家に富が偏る一方で、その家内部に貧富の差が存在した。<sup>⑥</sup> 従って、このように家を外面的にとらえるだけでは、ヴェネツィア貴族の親族集団の特徴から貴族の結束の要因を探るといふ、本稿の目的には不十分といえよう。ホイナツキの研究は貴族の家についての貴重な情報を提供し、いわば家研究の土台とも言うべきものを築いたわけだが、上記の目的のためにはそこからさらに進んで家の内実についてのよりきめ細かな研究が必要なのである。

ところが、家の内実を補うべき親族関係の研究は、従来家との関係で論じられてこなかった。ヴェネツィアでは財産は男子による均分相続だったが、兄弟と彼らの子供は父が死んでも互いに分割を要求しない限り法的に財産を共有しており、

この制度は兄弟契約 *fraterna* と呼ばれている。<sup>⑨</sup> 彼らは共同で財産管理や商売を行なった。例えば小さな家のコッコ家は、一四世紀中ごろ二隻のガレー船を運用して地中海で幅広く商業活動を行い、一五世紀初頭アンドレア・バルバリーゴは、父の破産後クレタのおじや従兄弟と通信したり弟ジョヴァンニと協力したりして富を増やしている。<sup>⑩</sup> が、兄弟契約に含まれる親族と家を構成する親族が一致するのか、或いは商業活動での協力が政治の舞台でも見られるか、このような問題は殆ど気に留められてこなかった。こうして従来の親族関係に関する知見は、家との関係を何ら示唆せず、しかも商業活動に偏るということになったのである。<sup>⑪</sup>

そこから、従来の家へのアプローチはふたつの落とし穴にはめられたと考えられる。ひとつは商業協力に見られるような家族関係を家全体に敷衍して、家をひとつの政治社会的統一体だと暗黙のうちに認めてしまうこと、二つ目は男系親族が同姓であることから、同姓の人々は皆ひとつの家の成員だとみなしてしまうことである。そのため、家を扱いながらも、同姓のものを一纏に捉えて家の政治社会的内実まで検討しようとはしなかったであろう。しかし親子兄弟のみから成る小さな家ならまだしも、先の一四家のように多くの親族を擁する家を無批判にひとつの家、ひとつの政治社会的統一体と受け入れてよいのだろうか。そこで次に、まず同姓集団Ⅱ家かという問題を、続いてその家を政治社会的統一体とみなしてよいのかという問題を、それぞれ順に検討することしよう。

最初に同姓であれば必ずひとつの家かという問題だが、これは先述の、家は克蘭／リニージか、という問題とも関わってくるので、これもあわせて検討したい。さて、これを解決するのにもっとも適した史料は、一四世紀半ばのピエトロ・ジュステイニアン<sup>⑫</sup>、一五世紀末のマリン・サヌードの貴族リストである。双方とも過去の年代記に基づいて貴族の家を整理しているわけだが、リストの体裁としては貴族の家 (*proles, cascade*) として姓を順番に並べ、姓の後に出身地、断絶した年や紋章などのコメントを記している。同じ姓が複数登場することはないから、一見したところでは同姓集団Ⅱ家としてよさそうである。ところがコメントの中には「二つの家である。sono do cascade」(ドルフィン家)や複数の紋章、出身



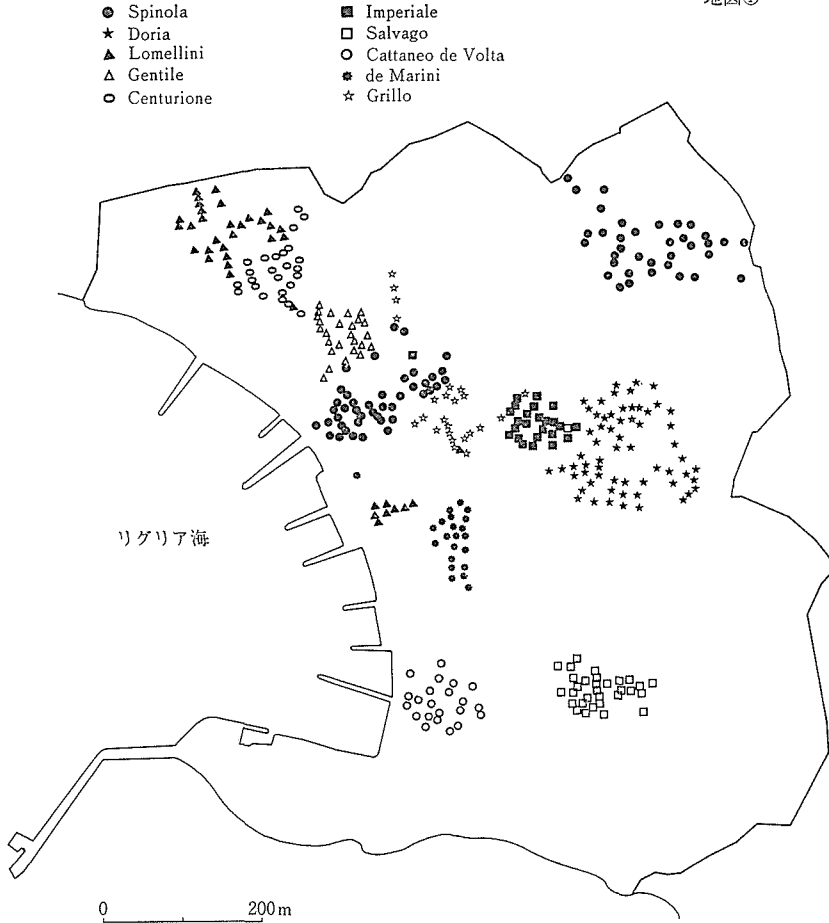
地への言及が存在するので、これを検討しなければならない。さて、マリン・サヌードがリストの後に付けた表によると、二つ以上の紋章をもつ家はダンドロ、コンタリーニ、クイリーニなど一四家であった。しかし彼ら全てが複数の出身地をもつわけではなく、紋章は戦闘において功績を挙げた個人が新たに作る場合もあるので、出身地がひとつの場合もひとつの家とみなせる。例えばダンドロ家は皆同じ紋章であったが、一二〇四年元首エンリコ・ダンドロがコンスタンティノブルを征服した記念に六つのユリの紋章に変更したため、二つになった<sup>⑮</sup>。またザラに派遣されたアンドレア・モロシーニは一二三四年紋章に赤十字を加え、ゾルツィ家は紋章は一個だが、一二五〇年クルツォラ島を征服した折に紋章を変えている<sup>⑯</sup>。問題となるのは異なる紋章に対して異なる出身地をもつバルビ、モロシーニ、ダ・モリン、トレヴィザンの場合で、これら四家とドルフィン家については残念ながら本当に同じ家かどうかはわからない。おそらく違う家といった方が正しいであろう。しかしここで新たに、ではなぜ出身地も紋章も違う家が同じ姓をもっているのか、それは単なる偶然なのか、という疑問が湧いてくる。これも確答するには難しい問いであるが、次の事例が可能的な答えの方向性を示してくれよう。即ちファリエル家は出身地も紋章もひとつの家なのだが、彼らは実はひとつではなく Anafesti, Ordehah, Dedoni の三家が同意して一緒にファリエルという姓に変えたというのである<sup>⑰</sup>。もともとヴェネツィアは様々な場所から一族と共に瀾<sup>ラゲイナ</sup>へ移住してきた人々から成るので、その人々の一部が協力を合意してひとつの呼称を採用することはあったであろう。さらにジュステイニアン<sup>⑱</sup>のリストには「ファリエル家はひとつではなく、彼らの間で高貴さは異なるが、同じ紋章を持ち大評議会に参加している」と述べてあり、彼らがひとつの家のような外観を呈していたことがわかる。これは姓の起源の問題にも関わるのでこれ以上立ち入ることはやめるが、モロシーニやトレヴィザンも記録が残されていないだけで、過去に同じ姓を名乗ることに同意したのかもしれない。それに貴族の家リストとして姓ごとに並べ、しかも同姓が重複してリストアップされることはないという事実そのものが、リスト作成者が同姓集団Ⅱ家と認識していたことを物語っていると思われる。さらに他の大多数の家に関しては問題はないので、一応同姓集団はひとつの家とみなしてよいだろう。ただしこ

の家というのは何ら表示できる系譜をもっているわけではなく、過去における関わりを漠然と認識しているだけである。その意味ではクランと呼ぶのが適当であり、今後モロソーニ家というように先に家名を着けて言及するとき以外はクランと呼ぶことにする。また、当時は戸籍も系図もなくリニージという語を適用するのは少々憚られるが、後の研究者が系譜関係の再現を試みて再構成したクランの下位区分の集団には、リニージを適用することにする。よって次の問題は、クランを政治社会的統一体とみなしてよいかということになる。

さて、ヴェネツィアと同じ海洋型都市国家で商人貴族の支配する国でありながら、争いの絶えなかったジェノヴァでは、貴族の家はアルベルゴ（この語が登場するのは一三世紀末）と呼ばれる強固な結束力を持つ軍事的政治的団体を構成していたことが知られている。アルベルゴはひとつの姓、ひとつの紋章のもとに、基本的には親族觀念に基づいて統合されているので、これを「政治社会的統一体としてのクラン」と便宜上みなすことは異論なからう。そこでクランが政治社会的統一体の性格を持っているジェノヴァと、ヴェネツィアとの簡単な比較を行なうことで、二番目の問題の解答を得ることになり。アルベルゴについてまず注目しなければならないのは、メンバーの地理的近接性である。一目でわかるようにジェノヴァ貴族の居住分布を地図化してみた（地図①）。これは、ポレッジが一四一四年の固定資産評価をもとに、被課税者の物件の住所と評価格を調べ、所在地を地図上に番号で示したのから上位一〇クランを選んで作成したのだが、大きなクラン単位でまとまって住んでいる様が鮮明に浮かび上がっている。しかもこのクランの集住傾向はアルベルゴの語が登場するよりずっと以前からあった。例えばドリア、ヴォルタなどの貴族は早くも一二世紀後半に彼らの地区を設立し、家や店を建てて近隣の土地を買い上げ、自分たちのクランのメンバーでその地区を固めている。同じ頃ザッカリア家は市内に散らばった彼らの住居から「ザッカリアの街区 *contata Zachariarum*」に集まった。地縁は社会的結合の重要な要素のひとつであるから、住居の近接性自体がクランの結合力を高めることにもなったであろう。こうしてジェノヴァのクランは強力な結合力をもった政治社会上の単位として存在し続け、住居の近接性はそれを目に見える形で表したものであ

都市国家ヴェネツィアにおける貴族の親族集団（高田）

地図①



Poleggi, *Una città portuale del Medioevo: Genova nei secoli X-XVI*, Genova, 1980, pp. 204-210. より作成

原史料 1414年の固定資産評価の台帳 (Archivio stato di Genova)

る。フィレンツェでも一三、四世紀、多くの親族が広場や塔を囲んで住んでいた<sup>⑤</sup>。そこでヴェネツィア貴族のクランを政治社会的統一体とみなしてよいかという問題を考える際、ヴェネツィア貴族の居住分布を調べることが有効な指標となる。

ヴェネツィアには六つの区 *sestiere* と七十前後の街区 *contrata* があり街区と教区はほぼ一致していた<sup>⑥</sup>。島を大きくふたつに分ける逆S字型の大運河はヴェネツィアの幹線水路

表①

区名	街区 (コントラータ) 名	全 件 数	コ ン タ リ ニ	モ ロ ジ ニ	ヴ エ ニ ユ ル	ト レ ヴ ヤ フ ン	シ ユ ス テ イ ニ ア フ ン	コ ル ネ ー ル	ゾ ル ツ ヤ	ミ キ ユ ル	ド ル フ ヤ ン	ソ ラ ソ フ カ	フ オ ス カ リ ニ	ク ヤ リ ニ	ダ ソ ン ド ロ	グ ラ デ ニ ー ダ	ダ ・ モ リ ソ ン	フ ア リ エ ル	モ ロ	ロ レ ダ ソ ン	ザ バ リ ー ダ	
カ ス ラ ッ コ 区	San Pietro	16																				
	San Blasio	5					1															
	San Martin	18																				
	San Zuane Bragola	35			2		1															
	Santa Termita	23																				
	Santa Justina	17																				
	Santo Antonin	17																				
	San Sovero	18																				
	San Zuane Nuovo	40																				
	Santa Maria Formosa	47																				
	Santa Marina	93																				
	San Lio	53																				
			30	5	12	1	4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	カ ソ ン ・ ペ ル コ 区	S. Marco	17																			
		S. Basso	41																			
		S. Zullian	69																			
S. Zeminian		25																				
San Moise		64																				
Santa Maria Zubenigo		37																				
S. Morito		19																				
S. Vidal		38																				
S. Samuel		37																				
S. Anzollo		56																				
S. Benetto		9																				
S. Fantin		12																				
S. Paternian		27																				
S. Lucia		25																				
S. Salvador		63																				
S. Battolamio		47																				

都市国家ヴェネツィアにおける貴族の親族集団（高田）

カ ネ レ ツ ジ ョ エ 区	S. Jeremia	31	8		1	1																1	
	S. Leonardo	40																					
	S. Marconola	14																					
	Santa Maria Madalena	24	1				4																
	S. Marcellian	32		1																			
	S. Foschia	44	3	1			1																
	S. Felise	24					2																
	S. Sofia	57	15	2			3																
	Santo Apostolo	41			2			3															
	San Zuanne Crisostimo	60			9			1															
	San Cantian	25	1		1			1															
Santa Maria Nova																							
カ ネ レ ツ ジ ョ エ 区	San Tomado	26								2											4		
	San Stin	15		1						2												2	
	Santo Agostin	19																				4	
	San Boldo	21		1																			
	San Pollo	79		3						13													
	Santo Apollinar	42								8												2	
	San Silvestro	37	19	1						1												1	
	San Mathio di Rialto	9			1																		
	San Zuane de Rialto	33	1							2												1	
	カ ネ レ ツ ジ ョ エ 区	Santa Lucia	5																				
		Santa Croce	19		2																		
San Simon Apostolo		17																					
San Simon Profeta		35		1						1													
San Zuanne Degola		28		7																			
San Jacopo de Lorio		34	1																				
S. Stadi		24																					
Santa Maria Mater Domini		29																					
San Casan		60		1				1															
Santa Maria de Muran		10																					



表②

A	B	C	A	B	C
67	6	18	11	4	7
58	5	24	11	4	7
33	5	12	11	2	4
31	5	19	10	2	3
30	5	18	10	3	4
30	6	9	9	3	3
28	6	18	9	5	7
28	6	13	9	4	6
28	5	13	8	3	3
27	5	10	8	4	7
23	6	9	8	3	4
22	4	10	7	3	4
22	3	10	7	4	5
17	3	7	7	3	5
16	4	9	7	3	4
16	4	6	7	2	4
15	4	6	7	2	3
14	4	9	7	2	2
14	3	4	7	2	2
13	3	6	6	2	2
13	3	4	6	4	5
13	3	3	6	4	4
12	4	8	5	3	4
12	5	8	5	3	3
11	5	8	5	3	3

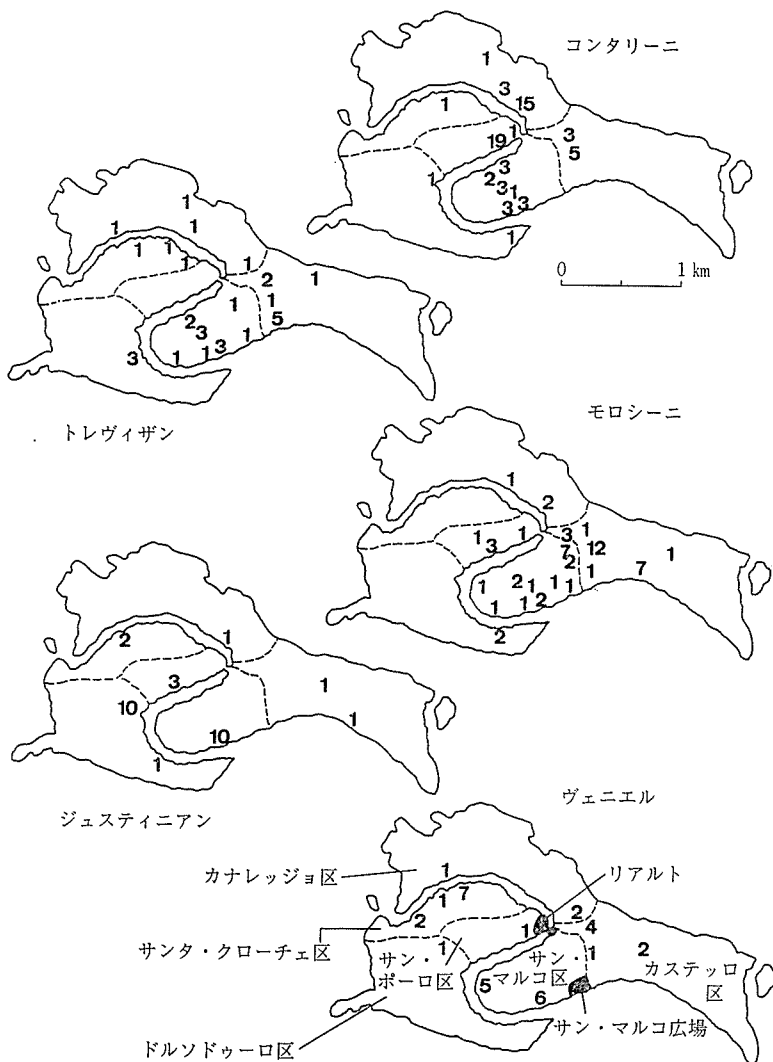
- A 課税対象物件数
- B 課税された物件のある区数
- C 課税された物件のある街区数

件数、課税された物件のある区数、街区数を物件の多い順に表してみると、物件の多いクランほど多くの街区に散らばっていること、しかし物件の少ないクランでも十分散らばっていることがわかる。唯ひとつの区のみに住んでいるクランは少なくともこの五〇の中には存在しない。さらにこの五〇クランの三分の一弱は三区、つまり市の半分の行政区に住んでいるのである。また一三世紀後半のMC名簿によると、クイリーニ、コンタリーニ、ヴェニエルなど多くのクランが異なる区から選出されており、一三世紀から既にクランが分散していたことがわかる。しかし同一クランのメンバーの居住地が市内のあらゆる場所に均等分布しているわけではない。例えばモロシーニ・クランはサンタ・マリア・フォルモーズ、サント・アントニン、サン・バルトロメオが小拠点となっているが、フォスカリーニ、ロレダン、バルバリーゴなどでは物件の半数以上がひとつの街区に固まっている。参考までに上位一〇クランについて分布状況を地図に表してみた(地図②)。

それぞれ市内全体に散らばりながらも、いくつかの拠点があるのが鮮明にわかるであろう。

さて、このような小拠点の存在は、近親が固まって任んでいる可能性を示唆してくれる。兄弟契約で財産を共有していれば近くに住むことも多かったろうし、遺言書は、息子や甥に建物が相続され維持されることを望むのが常だった。また親族共有の財産が分散しているときは、近い親

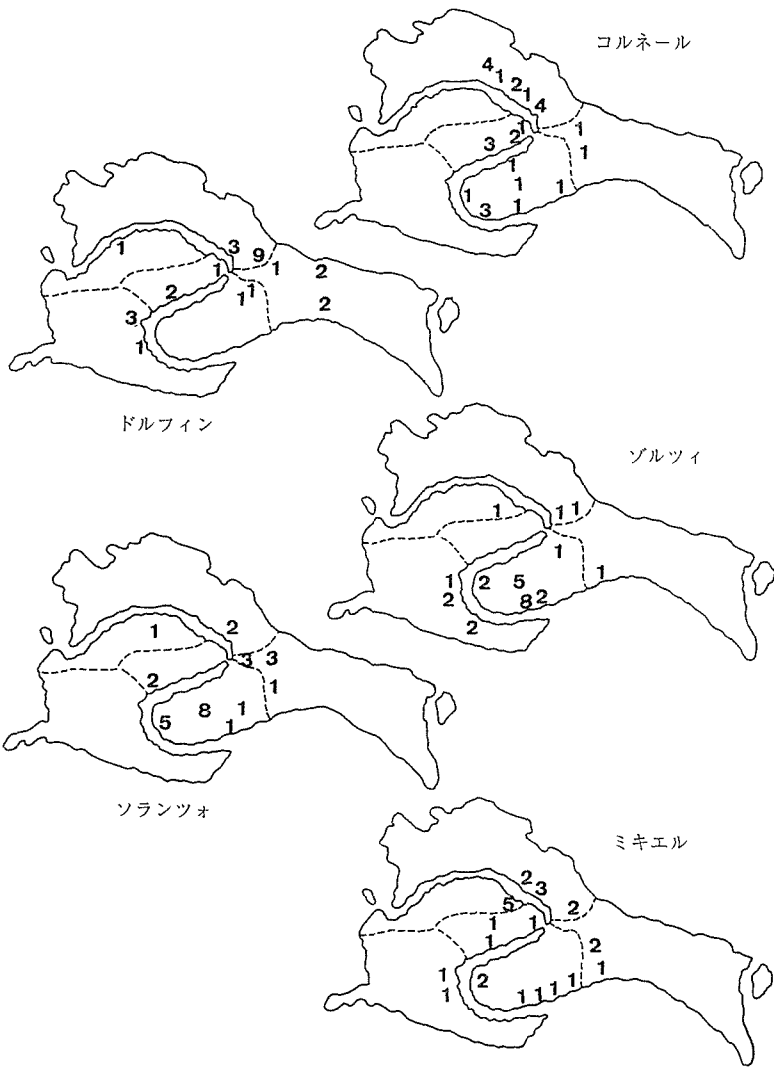
地図②



1379年の固定資産評価より作成した表の一部を地図に表したものを。  
 教区の確定は主に R. Mackenney, *Tradesmen and Traders: The world of the Guilds in Venice and Europe, c. 1250-c. 1650*, London, 1987, Appendix I, pp. 244-48. によった。地図中の数字は各教区の不動産数を示す。確定できない教区の不動産数は示さなかった。



都市国家ヴェネツィアにおける貴族の親族集団（高田）



族どうしが組になって財産わけすることもあった。サンタ・クローチェ区のサン・ジャコモに住むマリノ・バドエルとニコロ・バドエルの兄弟は、カステッロ区サン・ジュステイナに住んでいる伯父ルッジュエーロの子孫たちと、一三三六年サン・ステイン(サン・ポロ区だが、サン・ジャコモに大麥近い)とサン・ジュステイナにある財産について分割を行ったのだが、そのときマルコとニコロはサン・ステインにある不動産の大部分を所有する代わりに、サンタ・ジュステイナの財産に対する権利を放棄したのである。<sup>③</sup> こうしてマルコとニコロの兄弟は大運河のリアルト側に、従兄の系列はカステッロ区に本拠を定めることになったのだが、この例からも近親の財産は固まる傾向のあることがわかるであろう。ギージ家ではリニージによって街区が分かれていた。<sup>④</sup> しかし、固まっているのが近親であることは推測できても、分散の仕方の違いを一言で説明するのは難しい。例えばクランの古さに拠点の分散の理由を求めようとしても、既に一〇世紀から史料に現れるメモ家(サン・マルクオーラに七件中六件)、コンタリーニ家、ミキエル家の分布状況はそれぞれ違う。また複数の紋章や出身地を持つクランに分散傾向を帰そうとしても、ミキエル、ジュステイニアンが紋章、出身地ともひとつであることを確認すればこれが無理だとわかるだろう。比較的ひとつの街区にかたまっているクラン、複数の拠点を持つクラン、市内全体に分散しているクランの違いを系統的に説明するのは不可能のように思える。

ただし、ここではクランを政治社会的統一体とみなしてよいかどうかを検討しているのであるから、分散の事実さえ確認できれば十分である。これはジェノヴァの分布図と比べれば一目瞭然であろう。またヴェネツィアでは居住分布が小拠点を有していることから、クランより小さな範囲の親族が実生活で重要な意味をもっていた可能性も開けてくる。いずれにせよ、このように明確な違いが存在する限り、ヴェネツィアのクランを暗黙のうちに政治社会的統一体と前提して扱うような従来の方法は、不十分であろうと言えるのである。

以上の検討より同姓集団をクランとみなすことは差し支えないが、それを政治社会的統一体と仮定して扱うことは不適切であることがわかった。それ故、ヴェネツィア貴族の結束を親族集団の視点から見ようとするなら、ヴェネツィア貴族

をクラン単位で分析するような視角は放棄しなければならない。そこで、本稿では次のふたつの視角を設定する。第一は、クランの結束が強いジエノヴァでクランごとの闘争が絶えなかった事実を鑑みて、ヴェネツィア貴族のクラン内部の親族の結束の度合いを明らかにしながら、それと門閥闘争の欠如の関係を探ること、第二は、クランを政治社会的統一体と見ることができないなら実際の政治活動で重要な親族集団の範囲、および種類はどのようなものだったのか、さらにそれと貴族の結束は如何に結びつくのかを調べることである。まず次章では、クランの結合力と門閥闘争の欠如の関連を明らかにする課題から取り組むことにしよう。

- ① 親族についての用語整理を行うにあたっては、R・フォックス『親族と婚姻——社会人類学入門——』（川中健二訳）、思索社、一九七七年、M・セガレーヌ『家族の歴史人類学』（片岡陽子他訳）、新評論、一九八七年、蒲生正男・祖父江孝男編『文化人類学』、有斐閣、一九六九年、濱島朗他編『社会学小辞典』、有斐閣、一九八二年、を参照した。
- ② 本稿で集団といった場合、それは何ら社会的に厳密な集団概念を表しているのではない。
- ③ 本稿、はじめに、註⑤参照。
- ④ M. Mercures, *op. cit.*, pp. 64-69. 第①グループは一二七家、バドエル、バルバリーゴ、コンタリーニ、ダ・カナル、フアリエル、ミキエル、モロシーニ、タイリーニ、トレヴィイザン、ウキエールなどが挙げられている。ただしこの中には一二世紀後半に登場する家として、ティエポロ、ロレダン、ギージなども含まれている。第②グループはバルバロ、コッコ、ランド、トロン等、六一家。第③グループはピサーニ二等、八四家である。しかし古い時代は名前の綴りが一定してないものでこれより少ないかもしれない。メロレス自身、家名の抱える問題を指摘している。
- ⑤ G. Cracco, *Società e stato nel medioevo veneziano*, Firenze, 1967, pp. 347-419.
- ⑥ S. Chojnacki, "In Search of the Venetian Patriate", pp. 54-75.
- ⑦ E. Grendi, "Profilo storico degli Alberghi genovesi", *Mélanges de l'Ecole française de Rome* 87, 1975, pp. 251-60, 273-77.
- ⑧ 清水、前掲書、二二—二三頁。
- ⑨ *Fraterna 2000*, F. C. Lane, "Family Partnerships and Joint Ventures", *The Journal of Economic History* 4, 1944, p. 37; A. Perile, *Storia del diritto italiano*, 2a. ed., Torino, 1894, vol. 3, p. 282. 姉妹や姉妹の息子、fraterna に含まれる。
- ⑩ G. Luzzatto, "Les activistes", p. 54.
- ⑪ F. C. Lane, *Andrea Dandolo: Merchant of Venice 1428-1449*, New York, 1967, (1st ed. 1944), pp. 15-44.
- ⑫ 本文では取り上げられなかったが、次の文献からも家族関係を窺うことができる。A. da Mosto, "Il navigatore Alvisè da Mosto e la sua famiglia", *Archivio Veneto*, 5a. serie 2, 1927; G. dalla Santa, "Uomini e fatti dell'ultimo Trecento e del primo Quat-

trocento : Da lettere a Giovanni Contarini, patrizio veneziano, studente ad Oxford e Parigi, poi patriarca di Costantinopoli", *Nuovo Archivio Veneto* 32, 1916.

⑳ *Venetiarum historia vulgo Pietro Justiniano Justiniani filio additata*, Deputazione di Storia Patria per le Venetie, Monumenti Storici, n. s., xviii, a cura di R. Cessi e F. Bannato, Venezia, 1964, pp. 255-276, "Proles nobilitum Venetorum".

㉑ *Le vite dei dogi di Marin Sanudo*, RISS, tom. XXII, parte IV, a cura di Giovanni Monticolo, Bologna, 1911, pp. 17-48, "Queste sono le casade di zentilhomini di Mezor Conseto". このリストは、この編者による丁寧な註文のごとく、17世紀の年代記で見られるリストと、及び18世紀の年代記で見られる家名の照合がなされている。

㉒ *Le vite dei dogi*, p. 26; *Venetiarum historia*, p. 259.

㉓ 順じ *Le vite dei dogi*, p. 34, 46; *Venetiarum historia*, p. 258, 261.

㉔ 17世紀の系図学者の「*ノボロネ*」の記述を参照。V. Lazzarini, "Marino Faliero avanti il dogato", *Nuovo Archivio Veneto* 5, 1893, p. 96.

㉕ "Est notandum, quod omnes Faledri non sunt unum, sed inter ipsos nobilitate plurimum interest, quamvis unam gerant armaturam, et se apellant de Consilio." *Venetiarum historia*, p. 259.

㉖ フランスにおける家名の登場を初期の家名の不安定な状態に閉じ、マク・ブロック『封建社会1』(新村敏徳訳)、みすめ書房、一九七三年、一二九—一三〇頁。シヨルジヤ・ラドラー「*フロンネ*」地方に於ける二世紀の家系・貴族身分・騎士身分——再論(下野義郎訳)、『アナル論文選2——家の歴史社会学』、新評論、一九八三年。

㉗ 一五〇六年から貴族の出生を記録、一五二六年から婚姻を記録するものがある。永井三朗「*ヴェネツィアの貴族*」、『イタリヤ学全集』二九、一九八〇年、二一〇頁。

㉘ 同じ海洋列都国家や商人共和国の両者を「たまたま一緒に取り上げた」の。cf. R. S. Lopez, "Venice and Genoa: Two Styles, One Success", *Digressions* 71, 1970; B. Z. Keder, *Marchants in Crisis: Genoa and Venetian Men of Affairs and Fourteenth-Century Depression*, New Haven, 1976.

㉙ 紙幅の都合上本誌ではトナリを並べた紹介をする必要はないが、次のような文献がある。F. D'Angelo, "Un grande Albergi: i De Franchi e le loro case", *SG* 9, 1989; E. Grendi, "Profilo storico", *Id.*, "Problemi di storia degli Albergi genovesi", *SG* 1, 1981; J. Heers, "Consorterie et Albergi à Genes: la Ville et la Campagne", *SG* 9, 1989; *Id.*, *Family Clans*; *Id.*, "Urbanisme et structure sociale à Genes au Moyen Age", *in: Société et économie à Genes (XIV<sup>e</sup>-XV<sup>e</sup> siècles)*, London, Variorum Reprints, 1979; D. O. Hughes, "Kinsmen and Neighbors in Medieval Genoa", *in: H. A. Miskimin, D. Herlihy and A. L. Udrovitch, eds., The Medieval City*, New York, 1977. 我国では、永沼博道「中世末期シノノウマに於ける『ノブリス』の生成」、『商学論集』(関西大学)三一、一九八六年、がノブリスをとりあげている。

㉚ L. Grossi Bianchi—E. Poleggi, *Una città portuale del Medioevo: Genova nei secoli X-XVII*, Genova, 1980, pp. 204-210.

㉛ D. O. Hughes, "Urban Growth and Family Structure in Medieval Genoa", *Past and Present* 66, 1975, p. 9.

㉜ F. W. Kent, *Household and Lineage in Renaissance Florence: The Family Life of the Capponi, Ginori, and Rucellai*, Princeton,

1977, p. 227.

⑲ 一世紀末頃、統治者たちは教区教会をそれぞれが含む地域をコントラータと記述するようになった。こうして教区は世俗の行政単位となり、二人のコントラータ長が責任を帯びてくれることになった。その後（一般には一七二一年公債を執行する目的のため）とりわけている）モヌチエーレがコントラータ上の行政単位として作られた。D. Romano, *Patricians and Popolani: The Social Foundations of the Venetian Renaissance State*, Baltimore and London, 1987, pp. 18-20, p. 163.

⑳ 陣内秀信『ヴェネツィア『都市のコンテラスタ』を讀む』S D選書二〇〇、鹿島出版会、一九八六年、二五—三六頁。

㉑ G. Luzzatto, a cura di, *I prestiti della repubblica di Venezia (sec. XIII-XV)*, Accademia Nazionale dei Lincei, Padova, 1929. 公債 prestiti に関する一三—一五世紀の法令を集めたもの。本章で使う固定資産評価は pp. 139-195. に掲載されている。

㉒ Id., *Storia economica di Venezia dall' xi al xvi secolo*, Venezia, 1961, pp. 129-133.

## 二 クイリーニエーティエポロの乱

一一、二世紀以降、ヴェネツィア市内が殆ど騒乱に見舞われなかったのは既に述べた通りである。しかし、一度だけクイリーニエーティエポロの乱と呼ばれる貴族反乱が起こり、両家を中心に多くの貴族を巻き込んで町中を揺るがせることになった。このような非常時において、クランはどの程度の結合力を示したのか、はたまたこの反乱はなぜ、門閥闘争にまで発展しなかったのか——我々はこのような考察を通して、先述の課題に最も有効に迫ることができるのである。

一三二〇年六月一五日未明、リアルトからサン・マルコ広場へ二手に分かれた貴族の集団が大勢の平民を従えて押し寄

⑲ D. Romano, *Patricians and Popolani*, p. 33f. F. C. Lane, *Venice: A Maritime Republic*, Baltimore and London, 1973, p. 151.

⑳ Cessi, I, pp. 267-362. 例えはクイリーニエーティエポロを中心とする五区から、コントラータはカナレッツォ区とサン・ネローロ区を中心に選出されている。

㉑ D. Romano, *Patricians and Popolani*, p. 45, 48; F. Frankfurt, "Marino Sanudo Torsello: A Social Biography", Ph. D. diss. University of Cincinnati, Cincinnati, 1974, p. 276 f.

㉒ D. Romano, *Patricians and Popolani*, pp. 41-44.

㉓ R. J. Loenertz, "Généalogie des Guisi: dynastes vénitiens dans l'archipel 1207-1390", *Orientalia Christiana Periodica* 28, 1962, pp. 121-335, 特頁 121-124.

㉔ *Chronicon Venetum*, H. Simonfeld, ed., MGH SS, T. XIV, p. 26, 35, etc. 本三家は同頁石首を引く。J. J. Norwich, *Venice: the Rise to Empire*, London, 1977, p. 301.

㉕ *La vita dei dogi*, p. 33, p. 46; *Venetianum historia*, p. 256. 本稿九頁も参照。

せた。一方を率いるのはマルコ・クイリーニとその息子のニコロとベネデット、もう一方の先導者はマルコの娘婿バイアモンテ・ティエポロである。彼らの目標は元首宮殿で、そこでパドヴァへ援軍を集めに行ったパドエロ・パドエルと合流し宮殿を占拠するはずであった。ところが当日はひどい暴風雨でパドエルの到着が遅れたうえ、事前に反乱軍の脱退者から情報を得た元首が宮殿の警備を固めたため、激しい戦闘のあと反乱軍は一日で惨敗したのである。首謀者のマルコ・クイリーニと彼の息子ベネデットはこの戦いで殺され、バイアモンテは逃亡したがやがてスロヴァニアへ追放された。パドエルは市内に入らなかったものの元首から報せを受けたキオッジャのポDESTAと戦い、結局捕われて投獄される。彼は六月二日の裁判で有罪とされ、打ち首になった。

以上が反乱のあらましであるが、この反乱の原因については今までに様々な説が唱えられてきた。大別すると ①セラータ ②フェラーラとの戦争 ③バイアモンテ・ティエポロの野心になる。まず①は一二九七年から始まったMCの改革に対する不満が反抗を引き起こしたというものである。実はクイリーニ・ティエポロの反乱に先立つ一三〇〇年、マリノ・ボッコノ他一〇名の市民が元首宮殿に押し入ろうとして絞首刑にされた事件があった。ニコロ・トレヴィザン(?)一三六九年)の年代記はこの陰謀事件の動機をマリノがMCへの加入を認められなかったことに帰着させている。しかし彼は同時に、改革で以前より多くの貴族がMCに加入を認められたことに対して不満を感じる貴族がいた可能性も示唆しているのである。「彼〔元首ピエトロ・グラデニーゴ〕はMCにより多くの貴族が認められることを望んだ。それは彼らが高貴で他の人たちと同じであると認められ、少数の家族 *famiglie* だけが町の主導者でより崇められることがないためである」<sup>②</sup>。クイリーニやティエポロはこの「少数の家族」の代表であったのだろう。反乱の参加者の中にはバルドゥイノ家のようにマリノ・ボッコノの陰謀に加担していた貴族もいるから、セラータや元首ピエトロ・グラデニーゴに対して何らかの不満を持つ者たちが反乱に参加したのだと考えられる。次に②であるが一三〇八年に始まるこの戦争は国内に主戦派と反戦派の対立を生み、教皇がフェラーラに味方してヴェネツィアを破門するに至ってそれはより激しくなった。クイリー

ニは概ね反戦派であつたらしい。またクイリーニ、パドエルがパドヴァに若干領地を持つてゐることから教皇庁に味方する勢力とのつながりを指摘する研究者もいる。<sup>④</sup>最後に<sup>⑤</sup>であるが、バイアモンテの父親ジャコモ・ティエポロは現元首グラデニーゴと元首位を争つた人物で、祖父と曾祖父も元首であつた。この事実から彼が自分も元首になることを夢見たといわれるが真偽のほどは定かでない。ただ彼も父親同様民衆に人氣があつたろうし、流刑後の彼の行動からは彼が野心的な人物であつたことも窺える。<sup>⑥</sup>

これらの所説はどれも一理あつてこのような諸要因が重なつて反乱が起きたと考えられるが、クイリーニ・ティエポロの乱という名称からもわかるように、反乱の中心はあくまでも両家の貴族であつた。MCの改革に不満を持つ民衆がバイアモンテを担ぎ出したわけではなく、またフェラーラと教皇が陰の立て役者だつたわけでもない。克蘭の結合力と政治社会の関連を考察するためにこの反乱を取り上げることの、正当性が確認できよう。そこで以下、この反乱における両家の貴族の結集の度合い、さらに反乱後の両家に対するムーネの処置を検討することで、ヴェネツィア貴族に門閥闘争がなかつた理由を克蘭の結合力の面から探っていくことにしたい。

まず、クイリーニ家の反乱への参加状況から見ていくことにしよう。同家は古くからムーネで重要な位置を占める大克蘭で、既に一一六四年ムーネの財政援助のため資金を貸し出した一二人の富裕者の中に入つてゐる。一三世紀を通して遠征隊の船長や大使、ロマニアの行政官などにメンバーを供給し、MCにも平均して十数人が選ばれ、一三世紀の年代記作者ダ・カナルによれば「高貴な血統」であつた。<sup>⑦</sup>さて、反乱の翌々日から各地の地方行政官に反乱を報せるために書かれた手紙には、バイアモンテと「ca maior」〔クイリーニ七リニージのうちひとつがこう呼ばれてゐた〕のマルコ・クイリーニとヴェネツィアにいたこの家の他のもの、サンタ・ジュステイナ区のピエトロ・クイリーニと彼の息子のマルコ、アンドレア・ドロ、他の貴族の何人かの人々、これらの貴族に従う多くの平民出身者が陰謀を企んだ」とある。<sup>⑧</sup>後の追放者リストには九名の名前が見られ、major以外に多くのクイリーニが参加してゐた。しかし、フェラーラ戦争に従軍

したサンタ・マリア・フォルモーザ区のアンドレア、一三〇二年コス島問題に関してクレタ総督と協力する旨が述べられている（おそらくガレー船船長であろう）アンジエロ、一三〇一〜一三〇三年コロンノ城主であったカルロ等<sup>⑬</sup>、当時の史料に登場する成人男子のクイリーニで追放者に名前が見られない者もいるのである。彼らはたまたまヴェネツィアにいなかったのかもしれない。が、当時ロマニアでガレー船船長をしていた、Bajor のマルコやピエトロと近縁と思われるジョヴァンニについては、彼をモドンに入れないようにとの命令が発せられているのである<sup>⑭</sup>。それ故、上記の三人は反乱者のクイリーニとは近縁になく、反乱にも参加しなかったと考えるのが妥当であろう。

次に、ティエポロ家の参加状況を見ることにする。ティエポロは一二世紀から商業史料に登場し始める中規模のクラン<sup>⑮</sup>だが、一三世紀には元首を二人もだし、両者ともヴェネツィアの英雄的存在だったので民衆に人気があった。一二二九〜四九年の元首ジャコモ・ティエポロと、彼の息子で一二六八〜七五年元首だったロレンツォ・ティエポロ（バイアモンテの祖父）の人気の高さは、ロレンツォ時代に生きたマルティン・ダ・カナルが彼の年代記で語っている<sup>⑯</sup>。かくしてティエポロ家にはジャコモ・ロレンツォ・ジャコモ・バイアモンテと連なる人望とでも言うべきものがあつたのだが、やはりティエポロも、その人望によってクラン全員が結集し反乱に参加した、ということとはなかつたようである。なぜなら反乱の一年前の一三〇九年マルコ・ティエポロなる人物が元首評議員に選ばれているが、死亡者や主要な追放者の中に彼の名前は見られないからである。バイアモンテの他にニコロとアンドレアが追放者リストに見られるので、マルコがリストにならないのは、参加しなかつたからだと考えられる。

さらに反乱後のクイリーニ、ティエポロの活動も、両家内部における不参加者の存在を裏付けているように思われる。反乱後二年しか経っていない一三二二年に、リッツアルド・クイリーニなる人物が、ヴェネツィアの重要な寄港地ネグロポンテの補佐官になっていた<sup>⑰</sup>。一三四二年には元首選出委員（四一名）という重要な役職にもグラデニーゴ家の者と共にクイリーニ家の者が選ばれている<sup>⑱</sup>。ティエポロも一三六一年、元首選出委員に選ばれた<sup>⑲</sup>。また、一三七九年の固定資産評価



では二人のクイリーニが登録され、評価格の順位でも一位に位置し、クイリーニが人数・財産とも多いクランであり続けたことを証明している。もし両クランの全員が反乱に参加或いは協力し、そして負けたのなら、こうはならなかったのではないだろうか。また、少数ずつしか参加していない他の貴族を考えれば、ますます反乱者はクラン全体として反乱に参加したのではない、ということがはつきりするのである。例えばトレヴィザン家、ザネ家からはそれぞれアンジェロ、マルコくらいしか参加しなかった。

こうしてヴェネツィア貴族のクランは反乱という重大事においても、十分な結束力を示すことができなかったのである。様々な原因が重なって万一反乱が起こったとしても、それは最初からクランどうしの闘争に発展するような芽は持っていなかった。さらに明確な統合原理をもたない反乱者たちは、いったん負ければ、一部の首謀者たちを除いて、比較的容易にコミュニネに服すことができたと考えられる。負けたため市内を追われたが、市外で軍を整え政權奪回のチャンスを窺った、ジェノヴァのスビノラの<sup>⑤</sup>のような力をヴェネツィアの反乱軍は持ち合わせていなかったのであった。

では反乱に対するコミュニネの対応の仕方はどうか。事件の後すぐMCが召集され事件の処理に携わる委員会が作られた。これが後の十人委員会となるもので、彼らの仕事の大部分は追放者の没収財産の処理や追放者の許容行動地帯の拡大、追放地を離れた者に対する暗殺指令、追放者の死亡確認などであった。<sup>⑥</sup>さてその十人委員会のレジスターを見る<sup>⑦</sup>と彼らが反乱者の妻子をほぼ反乱者と同列に扱っていることがわかる。反乱者の妻や娘や息子と一緒にいるところを目撃されると罰金刑で、その後妻にも追放が命じられた。<sup>⑧</sup>成人してから追放が命じられた息子の例、<sup>⑨</sup>夫の死後ヴェネツィアに戻ることを許されたが妊娠していないのならという条件を付けられた妻の例などもある。反乱者の没収財産とそこからの収入が反乱者の子孫 *aliquos de prole ipsorum proditorum* にいくことも禁止された。<sup>⑩</sup>しかし誰の財産を没収するかという点に関しては慎重に取り扱いが行われたようである。最もよい例はジョヴァンニ・クイリーニのものであろう。彼は事件のときロマニアにおいて反乱に参加しなかったのだが、そのジョヴァンニの財産は反乱の首謀者マルコとピエトロの

間にあった。コムーネはリアルトにあるこれらの建物の破壊を命じたが、ジョヴァンニの分三分の一は残そうとしたのである。<sup>②</sup> またトマーゾ・クイリーニは追放に処され財産も没収されたのだが、この財産には実はトマーゾの父の遺言によって彼の姉妹の婚資分が含まれていた。そこでコムーネはこの財産を競売で売り払ったあとトマーゾに属する三分の一はコムーネの収入にし残り三分の二は彼女たちの結婚資金に回すよう取り計らった。<sup>③</sup> こうしてコムーネ（即ち反乱に参加しなかった貴族たち）は追放や財産没収という実害が反乱者本人とその子孫だけに及ぶように気を配ったのである。

ところが反乱後の処置の中にはクラン全体にかかわるようなものもある。一つ目は紋章に関するもので、反乱後ティエポロとクイリーニは紋章を変えることが要求され、守らなかった者には罰金が課された。ティエポロ家は反乱のとき二つの塔のある砦の模様の紋章を使用していたが、それは彼らが以前用いていた角の模様の紋章に変更された。クイリーニの紋章は二つだが、反乱に使われたのはクォーター（四分割図形）でこれが禁止された。もうひとつのユリの花の紋章については、クォーターが禁止されてからこの紋章が登場したという意見もあるが、系図学者バルバロは反乱の四〇年も前からこの紋章は使われていたと述べている。<sup>④</sup> いずれにせよクォーターを使っていた人々は禁止後二分割に金星を配した紋章を採用することになった。しかしクイリーニはクォーターへの愛着を持ち続けていたようで、一四二一年クレタのジョルジョ・クイリーニがクォーターを使っていることが十人委員会に知られて罰金を課されている。<sup>⑤</sup> 二つ目は十人委員会への参加資格についてで、クイリーニ・クランの者は何と反乱から一世紀近く経た一四〇六年まで十人委員会に参加することができなかった。十人委員会には追放者の家族は選出されないという規定があつて、一四〇六年クイリーニが選出可能になったのも追放者のクイリーニが全て死亡したという理由からなのだが、果たしてそれほど明確な事実に基づいてクイリーニが排除されていたのかというと、甚だ疑問である。というのは、これに先立つ一三八九年ランベルト・クイリーニなる人物が十人委員会に選ばれたが、その時元首評議会が彼の選出の合法性に疑問を抱いたため選出が保留されるという事態があつた。<sup>⑥</sup> さらに一四〇六年クイリーニの参加を認めたMC決議は満場一致ではなく、賛成一二二人に対して

一五四人もの反対があったのである。<sup>⑧</sup> 追放者の家族かどうかという峻然たる事実より、クイリーニ・クランの一員であるという理由で排除されていたと考えたほうが自然だろう。<sup>⑨</sup>

しかし紋章にしても十人委員会への参加にしても、追放や家屋破壊のように直接政治経済的に被害を被るような措置ではない。十人委員会は少なくとも一四世紀中は事件の事後処理と反乱防止にいそむ委員会で、外交、財政、商業等の重要な国政にかかわることには、それ自体としてはタッチしなかった。<sup>⑩</sup> クラン全体にかかわるような法令は実害をともなわず、観念的レヴェルに留まっていたのである。このことと先の追放や財産没収の措置を考えあわせると、反乱者はクランとしては直接には罰せられなかった、とみなせよう。このような処置は、反乱者は厳しく押えるがクランの反発は招かず、先にも示したようにコムーネに忠実であればクランと関わりなしに政治経済的に活躍できる保証を与えたので、ますますクランの結合力を弱めることになったと考えられる。勿論このような処置が可能だった背景には、もともとクランの結合力が弱いという事実があったことも、確認しておかねばならない。

かくして、本章の分析から以下の点が指摘できよう。すなわち、反乱という重大な局面においてもクラン全体の結集は見られず、コムーネもクラン全体を直接罰することはなかった。反乱の経過と顛末は、クランの結合力の弱さが反乱を門閥闘争に到らせなかったことを物語り、コムーネの処置もますますクランの結合力を弱めるのに役だったのである。

さて、本章の分析からは上述の結果と同時に、クイリーニにおいて *Faio* と呼ばれる親族集団が中心になったこと、首謀者のマルコとバイアモンテが姻戚関係で結ばれていたこと等、親族集団と政治社会の関連を考えていく上で無視できない事実も指摘できる。そこで第二の視角、すなわち実際に有効な親族集団の種類および範囲はどのようなものか、さらにそれと貴族の結束はいかに結びつくのか、が一層重要になってくるのである。では、章を改めて次の課題へと進むことにしよう。

① 事件の経過の詳細については、W. C. Hazlitt, *The Venetian Republic*, vol. 1, London, 1900, pp. 508-529; S. Romagnin, *Storia*

*documentata di Venezia*, tom. 3, Venezia, 1973 (3a. ed.), pp. 21-89. 参考書「たなか」 徳書洋書館刊『メロコニー・メロコニーの歴史』

② F. C. Lane, "The Enlargement", p. 238, 263.

③ 両方の陰謀に参加したメルドゥーノ家に対する罰は厳しく、ローマの命を奪ったサン・シメオンにある彼らの主の家は「不名誉の印として常に閉ざさるべき」であると命じられた。V. Lazzarini, "Aneddotti della congiura Quirini-Tiepolo", *Nuovo Archivio Veneto* 10, 1895, pp. 87-89.

④ F. C. Lane, "The Enlargement", p. 241; G. Ruggiero, "The Ten: Control of Violence and Social Disorder in Trecento Venice", Ph. D. diss. University of California, Los Angeles, 1972, p. 22 f.

⑤ チラの反乱に乗じてこの町の支配者になったため、ヴァネンティオ政府は憤慨してチラに抗議の手紙を送った。結局、インキントは一三二四年妻子ととも亡くなった。城塞を包囲やれど殺された模様である。S. Romanin, *op. cit.*, pp. 36-38; Zago, *Dieci I*, n. 484, 483, 537.

⑥ G. Cracco, *Società e stato*, p. 27.

⑦ メロコニーは地中海東部地方を主に指し、ヴァネンティオが行政官を派遣して治めるのはクレタ(総督、補佐官、地方長官など)、ネッロ・ボントラ(メソロ、補佐官など)、ロン・フェン(城主、補佐官など)であった。ヴァネンティオ領メロコニーに関し、F. Thiriet, *La Romanie vénitienne au Moyen Age: Le développement et l'exploitation du domaine colonial vénitien (XII<sup>e</sup>-XV<sup>e</sup> siècle)*, Paris, 1975 (1<sup>st</sup> ed. 1959).

⑧ 一三六一〜九七年のMCに選出された人のリストには、この全体の

三〜五名が占められている。Cessi, I, pp. 267-362.

⑨ Martin da Canal, *Les estoires de Venise: Cronaca veneziana in lingua francese dalle origini al 1275*, a cura di Alberto Limentani, Firenze, 1973, p. 82, 83; 208, 211.

⑩ 一七世紀のメルドゥーノ家系図(未刊行)ではクイリーニ・クランは七つに岐れて紹介されており、その内四つがヴァネンティオ、三つがクランツェ、ヴァネンティオの四ツツリーのなかで最初のものが、ca maior 或るは ca Mata である。R. J. Loenertz, "Les Querini, comtes d'Aslypalée 1413-1573", *Orientalia Christiana Periodica* 30, 1964, p. 385. このクイリーニ相互の関係をどうも誰かが分岐した事等の註として記述している。『新編の史料』"domus Maioris de ca' Quirino" (Zago, *Dieci I*, n. 417) 及び "Ca' Quirino vocatam ca' Mata" (Zago, *Dieci II*, n. 460) 等の記述が、このクイリーニ家の中での呼称を区別される人々が、たまたま事実である。

⑪ *Andrae Dandulii Chronica*, a cura di Ester Pastorello, RISS, tom XII, parte I, p. 375.

⑫ *ibid.*, p. 380 f.

⑬ 順じ、Romanin, *op. cit.*, p. 18, Thiriet, *DI*, n. 73. *ibid.*, n. 39, 41, 91.

⑭ *ibid.*, n. 217.

⑮ G. Cracco, *Società e stato*, p. 62.

⑯ 四つに岐れたら四、五人が選出され、全体の二〜前後を占めた。Cessi, I, pp. 267-362.

⑰ Martin da Canal, *Les estoires de Venise*, p. 278, 279.

⑱ Thiriet, *DI*, n. 183.

⑲ *Andrae Dandulii Chronica*, p. 377, p. 380 f. S. Romanin, *op.*

- cit.*, p. 29, 35.
- ② Thiriet *DI*, n. 313. これは一三二四年一〇月三日、元ネグロポントのハインリッヒ・マルファンがその補佐官リッツナルド・タヤリーニにロモーネの令評議提出の期限延長を認めた記事である。しかし、以下に示す、ホブンのロモーニ行政官リヌタから、マルファンに、以下に示す、ホブンのロモーニ行政官リヌタから、マルファンのバイロ就任期間が一三二二〜一三二四年であることがわかるので、タヤリーニもこの期間補佐官であったことがわかるのである。また、この記事から、リッツナルド・タヤリーニが一三二四年反乱者とかかわりなしたヴェネツィアにたつたことがわかる。K. Hopf, "Catalogues des gouverneurs vénitiens de la Grèce et des îles grecques", in: *Chroniques gréco-romanes inédites ou peu connues*, Berlin, 1873.
- ③ *Raphayni de Carusinis—Chronica M. 1343—1388*, RISS, tom. XII, parte II, a cura di Ester Pastorello, Bologna, 1923, p. 7f.
- ④ *ibid.*, p. 59 f.
- ⑤ 表①参照。
- ⑥ 彼らは罪も軽かったらしく自宅謹慎とサン・マルコ及びリヌタへの出入り禁止で済んだ。V. Lazzarini, "Aneddoti della congiura", p. 81 f.
- ⑦ P. P. Argenti, *op. cit.*, pp. 38-43.
- ⑧ サームが編纂した史料によると一三二〇〜一三二五年はタヤリーニ家に関する項目は四八〇件中一一一件、タヤレホボロに関するもの(三件)を加えると四分の一をこえ、事件の事後処理に携わるとどう性格が大きく表れている。時代を経ると少々両家に関する項目は減って、一三二五〜一三二五年には、全体五八三件に対してタヤリーニ九四件、タヤレホボロ一六件で両者合わせて二〇二パーセント弱である。この後十人委員会が警察 Signori di Notte と共に市内のハートルホを居酒屋の監視なども行なうようになり、市内の治安維持、特に陰謀取締りの性格を身につけていった。十人委員会をロモーネの永久機関とすることが決定されたのは一三三五年である。十人委員会については G. Ruggiero, "The Ten", 表参照。
- ⑨ Zago, *Dieci I*, n. 15.
- ⑩ *ibid.*, n. 20.
- ⑪ *ibid.*, n. 124.
- ⑫ *ibid.*, n. 137.
- ⑬ *ibid.*, n. 21.
- ⑭ Romanin, *op. cit.*, p. 30. サームの史観にならば相対的であるが、この「quod due partes domus maioris que tangebant olim Marcum Quirino pro una parte et Petrum Quirino pro altera, iuxta tenorem divisionum, ruinentur. Verum si divisiones non possent haberi remanente parte Iohannis Quirino cum eo quod esset commune, residuum totum ruinetur." Zago, *Dieci I*, p. 248.
- ⑮ *ibid.*, n. 52.
- ⑯ 敘詩とラテン語の論文を註して。V. Lazzarini, "Le insegne antiche dei Quirini e dei Tiepolo", *Nuovo Archivio Veneto* 9, 1895.
- ⑰ R. J. Loenertz, "Les Querini", p. 390.
- ⑱ V. Lazzarini, "Le insegne", p. 223, 229.
- ⑲ *Id.*, "Aneddoti della congiura", p. 89 f.
- ⑳ *ibid.*, p. 91.
- ㉑ "Cum propter casum occursum in Venetijs MCCCX aliquo domus de nostro Maiori Consilio fuerint private de possendo eligi, stare et esse de consilio de Decem, ..... 中略..... quod omnes

illi de cha Quirino, nunc et per futura tempora, possint eligi, stare et esse de nostro consilio de Decem, ut alij nostri nobilis de Maiori Consilio. De parte—222; de non—154; non sinceri—14." *Ibid.*, p. 96.

④ ティエポロがいつ十人委員会に参加を認められたのかについては、参照できた範囲の史料からはわからないが、少なくとも一三三五年\*

### 三 親族に関する法令

ヴェネツィア貴族の日々の政治活動の場を最もよく体现しているのは、ときどきの状況に応じてだされる法令の数々である。本章では、一三、四世紀の親族に関する法令を検討するが、その中でこそ、実際に有用な親族集団の範囲及び種類も浮かび上がってこよう。なおMC記録は一三〇〇年までしか刊行されていないので不十分さは免れないが、それ以降は二次文献や他の刊行史料でできるだけ補っていきたい。

まずは次の法令を見てみよう。「自分自身、父、母、妻、息子、あるいは兄弟の病気の場合に限り、大使の職を拒絶することができる。——一二八六年」①「今後クレタ総督とその補佐官は息子、兄弟、もし分かれたれば甥を、一緒に伴っていたり傍に置いたりすべきではなく、またそうすることもできない、という法令がMCで通る。——一二五八年」②前者から、家族が本人の政治活動にかかわる程重要だと法的に認められていることがわかる。その一方で後者のように、本人にとって重要な家族を、いや重要だからこそ引き離そうという傾向もある。一三〇〇年同じような法令が全ロマニア行政官に適用された。③先に見たように近親は商売仲間であり、彼らが行政官にいと必ずや自分の商売の便宜を計ってもらうだろうから、それを防ぐための法令なのである。また一三一四年の法令は、クレタ総督と補佐官が特別の裁判を行うとき出席と同意を求められる一人の会計官が、しばしば総督や補佐官の親族であると不満を表明している。そして今後こ

\*は選出されたこと。

① 一三五五年の元首ペリン・フアリエルの陰謀で十人委員会が迅速な処理をしたことはよく知られているが、これは特殊な例で普段は主に平民の貴族に対する不敬な発言などを取り扱っていた。G. Ruggiero, *Violence*, p. 11. 1d, "The Ten", pp. 159-61. pp. 255-58.

のようなことは決して繰り返されないように、もし三人の会計官が三人とも総督か補佐官の親族なら、裁判は会計官なしでやるように、と求めている。<sup>⑤</sup> この例は親族が政治における有力なパートナーであることをいみじくも表しているであろう。会計官が総督の親族である場合裁判に参加できないのは、親族である会計官の票は独立した意志をもたず総督の票になってしまふからである。クレタの総督や補佐官に島の現役地方長官の親族が選ばれ、問題になったこともあった。<sup>⑥</sup> かくして家族、親族が実際の政治活動において重要な意味を持っていたことがわかるのだが、その親族の範囲というのはここに登場した親子、兄弟、おじ甥以外の関係にも拡大できるのだろうか。そこで単なる家族より広範囲の親族集団を表しう、*ca. scilata, proles, stirps, propinquus* 等の語を含む法令を次に検討することにしよう。なお前四者は主に男系出自集団を、最後のものは親族ネットワークを指していると考えられる。<sup>⑦</sup>

まず *casa, casata (caxada)* の略である *ca' (cha)* が含まれた法令だが、「ヴァダル家の路 *ruga de Ca Vidal*」「ボラ  
ーニ家とジエスト家の家のそば *circa domorum de Ca Polani et Ca Iusto*」「エロン家の船 *navis de Cha Truno*」「キ  
ロシーニ家とミキエル家のその貴族達 *isti nobiles de Cha Mauroceno et de Cha Michael*」<sup>⑧</sup> などあまり政治社会に関  
わりのありそうな表現はみられない。さらに某家というのがどの程度の範囲をさしているのかもあいまいである。が、各  
街区が回り持ちで行うマリアの祭りの資金担当者について定めた次の法令は、少し目を引く。「子供とアレキサンドリア  
に行っているアンドレア・ロレダンを除いて、この街区に財産を持ち住んでいる全てのロレダン家の男性は、一二グロッ  
シ払わねばならない」<sup>⑨</sup>。しかし、これはあくまで上から資金担当を強制した法令であること、マリアの祭りは基本的に街  
区の祭りでこの時他に当該街区のドルフィン家とミキエル家も一緒に資金を負担していること、<sup>⑩</sup> を考慮すると、この法令  
から親族の相互協力範囲を推察するのは行きすぎであろう。

次は *scilata, proles* 等を含む法令だが、これらの特徴は、ある役職につき人数の制限規定として表れることである。リ  
アルトや塩局の役人は *una scilata* や *propinquus* から選ばれることはできないし、<sup>⑪</sup> 十人委員会は *proles* につき一人以下

と決まっていた。<sup>⑮</sup> また一二七九年十月一六日セナート(六十名)には *una scilata* から三人以上選ばれてはならないという規定の確認が行われている。<sup>⑯</sup> この人数はセナート自体の人数増加もあって、のち *stipis* につき五名までに拡大された。<sup>⑰</sup> ではこのように出自集団によって人数制限する背景にはいかなる現実があったのか。勿論、これらの語で表される集団から多くの人が選ばればその集団の利害が政治に反映する、という危惧があったと考えられる。しかしここで注意しなければならないのは、ある集団の力を危惧することと実際にその集団が力をもっているということとは違うということである。折しも中小都市では有力な家が僭主として市政を握り始め、<sup>⑱</sup> ヴェネツィア貴族とて周辺都市のそのような動きに敏感ならざるをえなかっただろう。そこで他都市の動きに鑑みて、予防措置としてこのような制限法令を作った可能性もある。よって、*scilata* や *proles* がいかなる範囲の親族を指しているにせよ、この法令のみから、これらの語で表される出自集団が日頃の政治活動において協力体制にあったということはできない。もしこれらの集団が実際の政治活動で重要な単位ゆえ人数が制限されたとするなら、*scilata*, *proles* は自ずと他の史料でも協力が裏付けられる範囲の親族に限定されてしまうのである。そこで、これ以上この法令に拘ることはやめて、次の考察に移ることにする。

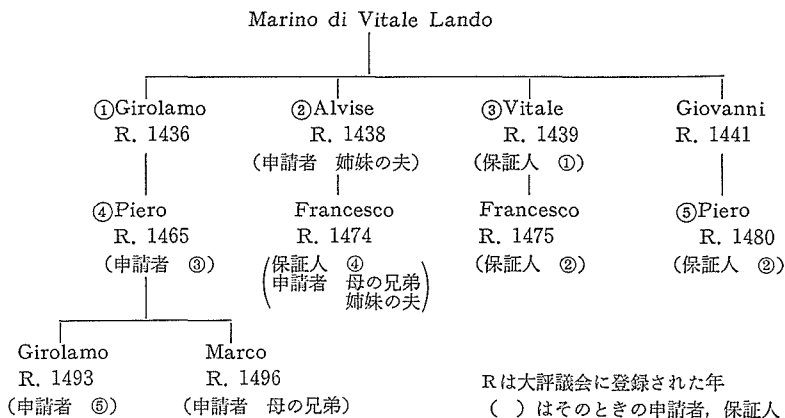
一二六〇年 MC は「法令が議会に持ち込まれたとき、その件が影響を及ぼす人々の親族 *propinquus* は議会から出ていくこと」<sup>⑲</sup> という決議を通過させた。詳しい条文によると「彼の *proles* のすべてと、*propinquus* すなわち血縁の兄弟、兄弟あるいは姉妹の息子であるところの甥、義父と娘婿、おじすなわち父か母の兄弟、義理の兄弟」<sup>⑳</sup> が議場から出ていかなばならないとある。ここでまた *proles* が登場しているが、これは続く *propinquus* の定義と照らしあわせれば直系血族程度の意味であろう。さて、彼ら親族は候補者の中からコミュニネの役職の当選者を決定する投票においても、議場から出ていかなばならなかった。<sup>㉑</sup> かくして上述の範囲の親族は、ある人間に直接かわる問題が扱われたとき、ほぼ間違いなく彼のために結束するであろうと考えられた集団であることがわかるのである。議会から排除されたのはそのためであった。しかし普通一般の法令を通すときは、彼らはみな議場において投票に参加するわけだから、彼らが結束して自分たちの利益



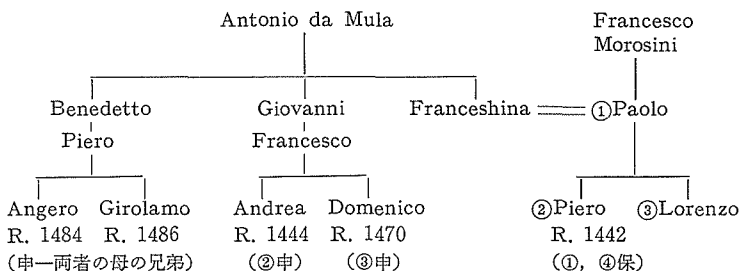
を追求することは十分ある。特に、遠方の大使に自分たちの親族が選ばれないように、あるいは反対に高給官職に親族が選ばれるように、彼らが中心になって他の貴族に働きかけることが頻繁に行われた。<sup>②③</sup> こうして先にみた三親等内の血族に加えて、若干の姻族をも含む親族集団が、日々の政治活動で行動をもとにする様子が浮かび上がっているのである。

さて、彼らがこのような範囲の親族を政治上の有力なパートナーとみなしていたことは、その範囲の親族を早くMCに加えようと尽力したことから窺える。十四世紀初めに二十五歳以上の貴族の嫡出子がMCのメンバーになると定められたが、少なくとも十八歳に達している若者は、聖バルバラの日に行われるくじにあたれば、規定より早くMCのメンバーになることができた。金球くじ *Balla d'Oro* と呼ばれるこの行為は一二一九年に始まり、多くの貴族が利用することになる。一四一四年には手続きが整備され、それによると、応募者は貴族の生まれ、すなわちMCの現メンバーであるかメンバーであった父の嫡出子でなければならない。彼の金球くじへの申請は原則的には父が行うが、もし父がヴェネツィアに不在か死亡している場合は、一人か二人の親族によって申請されねばならなかった。他に保証人がつくこともある。申請が行われると法務官が応募者の資格審査を行い、<sup>④</sup> 年令や生まれに偽りがあれば罰金が課された。さて、この申請者や保証人にどのような親族が多く登場するかによって、我々は政治的に利害を共にする人々の析出ができるのである。ホイナツキは一八八五年の論文で一四〇八〜一四九七年の十六クラン、一〇六五人の金球くじの記録について、申請者や保証人と本人の続柄を調べた。それによると父以外に半数弱の親族が申請者や保証人として登場している。その内訳は多い順に、父方の親族三一・九%、母親三〇・九、兄弟一〇・八、母方の親族八・二、その他一八・二（以上計百%）で、父方母方もおじの役割が大きかった。<sup>⑤</sup> その他については本人との続柄が不明瞭な場合が多いが、わかる範囲ではたいがい応募者の姻族である。次に具体的なケース・スタディとして、ランド家の例を見てみよう（表⑥参照）。一四三九年マリノの長男ジロラモは三男ヴァターレの保証人になり、後者は一四六五年前者の息子つまり彼の甥ピエロの申請者になった。また次男アルヴィーゼの息子フランチェスコの保証人には、ジロラモの息子で応募者本人には従兄にあたるピエロがなっている。

表③



表④



表示方法は表③と同じ

表を参照すれば兄弟、おじ、従兄などが保証人や申請者として活躍する様がよくわかるであろう。さらにアルヴィーゼが一四三八年金球くじに応募したときの申請者は義理の兄弟(姉妹の夫)マルコ・カペッロであった。アルヴィーゼの息子フランチェスコの申請者にも、母方のおじと共に義理の兄弟が登場している。このような姻族の役割は他にも見られ(表④参照)、とりわけ義理の兄弟の重要性が確認できるのである。さて、MCに加入するための申請者や保証人ということになれば、その人が本人にとって持つ意味は大きく、彼らが実際の政治の場で協力しあうことも大いにありうる。一四世紀の金球くじの実例は殆ど史料に残っていないので、時代のずれは否めないが、一三五六一八年十八歳に達していない者が応募した場合罰金を課すと定められていることは、記録が残されていないだけで既に金球くじの応募者がかなり存在したことを示唆して

いよう。また一四一四年の手続き上の整備は、従来のくじの申請者に何らかの問題があったから行なわれたのではなく、単にMCのメンバーを明確にするため従来の慣習の記録化を目指したものであった。<sup>③</sup>それ故、一四一四年に「ひとりか二人の親族 propinquum によつて」申請されると述べられているのは、それ以前の政治生活で既に、姻族を含む親族（即ち propinquum で表される親族集団）の重要性が認められていたからだとも取れる。

かくして、実際の政治活動での相互協力単位として三、四親等程度の血族と二親等程度の姻族からなる親族集団が重要なことが明らかにされた。もしも先に取り上げた *sciatu, probes* 等が実際の政治活動で利害を共にする出自集団であるなら、それはおそらくこの親族ネットワークを構成する男系血族の部分をおさめるのであろう。またクイリーニエポロの乱で反乱の中心になった *ca. maior* というのも、固まって住んでいる可能性が強いとされた範囲の親族も、それぞれの議論を思い起せばおおよそこの範囲の血族に含まれると考えられる。ヴェネツィア貴族の具体的政治社会生活で重要な親族集団とは、まさにこのような比較的小規模の、しかも姻族や母・姉妹を通じた血族をも含む集団なのであった。

ここまで考察したところで、ヴェネツィア貴族の結束という最初の問題に戻ることにしよう。ヴェネツィアでは、クランではなく親族ネットワークで結びつくもっと小さな集団が実際の政治活動で重要であった。クランは、家リストの存在や反乱後の一部の処置が示すように親族関係の最大範疇として観念的に存在するにはするが、コミュニネに対して自己の利益を主張しうる貴族の集団は、このように非常に小さく弱いものであったのである。前章の議論からもわかるように、これでは、大規模な権力争いは起こりにくい。さらに、この集団には姻族や女系血族が含まれ、ヴェネツィア貴族は様々なクランと姻戚関係を結んでいた。例えばモチニゴ家は五六の結婚で三四クランと、<sup>④</sup>モロシーニ家は二四〇の結婚で七〇クランと関係していたのである。<sup>⑤</sup>こうして小集団は複雑かつ重層的に結びあい、様々な家族を伸縮自在の一枚の布へと織り上げるのに役立っていたと考えられる。勿論ヴェネツィアでも和平のために敵対するクランが姻戚関係を持つことはあった。<sup>⑥</sup>しかしヴェネツィアにおけるクランの強さと、土地売買に三親等内の男系血族の優先権を認めるなどの男系の強さは、

姻族がどこまで政治活動において重要性を持っていたか、疑問を抱かせる。ヴェネツィア貴族における門閥闘争の欠如、もっと言えば結束は、クラン内部の結合力の弱さと、親族ネットワークで結びつく流動的な小集団が実際の政治活動で重要なことに帰せられるのである。

- ① 完全な条文は“Capta fuit pars quod, quicumque de cetero .....中略.....fuerit electus ambaxator ad quascumque personas, Communia sive partes, teneatur ire in ipsam ambaxariam et non possit aliquo ingenio sive causa eici inde, aut se excusare, nisi solommodo occasione proprie infrmitatis eius, aut patris, maritis, uxoris, filij, vel fratris ipsius ambaxatoris electi,.....” Cessi, III, p. 142 f.
- ② “Capta fuit pars in Consilio Maiori et ordinatum quod de cetero Duchia Crete et Consiliarii eius non debeant neque possint conducere secum sive tenere filium, fratrem, vel nepotem, qui non sint divisi ab ipsis.” Cessi, II, p. 340.
- ③ 他に同委員会を欠勤するときの合法的な理由として本人や家族の病氣、結婚式葬式などが挙げられている。D. E. Queller, *The Venetian Patriate*, p. 149.
- ④ Thiriet, *D I*, n. 1.
- ⑤ Thiriet, *D I*, n. 317.
- ⑥ Thiriet, *D II*, n. 914, 938.
- ⑦ ケントによれば単なる家族を越えた大きな親族組織を示す語としてイタリヤでは casa, schiatta, stirpe, casato, progenia 等が用いられ、ノーマンでは consorteria を使われた。F. W. Kent, *op. cit.*, p. 6. なお筆者が参照したのは以下の史籍である。A. Lombardo, a cura di, *Le deliberazioni del Consiglio dei XL della Repubblica di Venezia*, 3 vols, Monumenti storici della deputazione di storia patria per le Venezie, n. s., vols. 9, 12, 20, Venezia, 1957, 1958, 1967. (以下 *Consiglio dei XL* と略す); Thiriet, *D I*, *D II*; Zago, *Dici I*, *Dici II*; Cessi, I, II, III.
- ⑧ *Consiglio dei XL*, vol. 3, n. 130.
- ⑨ *ibid.*, n. 127.
- ⑩ *Consiglio dei XL*, vol. 1, n. 36.
- ⑪ *Consiglio dei XL*, vol. 3, n. 522.
- ⑫ ヲリーブの祭りは一月二十五日に始まり聖燭節に終わる祭り、海賊にさらわれたマニャーノ人の女性を取り戻したことを祝うためのものだとされている。祭りはサンタ・オリーブ・フォルトモーザ教会と二つの街区が中心になって行われ、資金の責任はその街区の裕福な貴族の家にかかった。しかしこの祭りはキオマンジャ戦争による財政難で一三七八年廃止された。詳しくは Muir, *op. cit.*, pp. 135-156.
- ⑬ “Infrascripti nobiles de Sancto Canciano obtulerunt se solvere ut inferius continetur. Omnes de Cha Lauredanu masculi habentes possessiones et habitantes in contracta exceptis pupillis et ser Andreas Lauredanu qui est detentus in Alexandria libras duodecim grossorum.” *Consiglio dei XL*, vol. 3, n. 636. (以下大入年)。
- ⑭ *ibid.*
- ⑮ “non possit esse de cetero officiales Rivoalti nec Sallinari de

- una sclata, nec propinquus.” Cessi, II, p. 231.
- <sup>191</sup> “non possendo accipere ultra unum pro prole.” Zago, *Dieta I*, p. 247.
- <sup>192</sup> “non possint esse de Consilio Rogatorum ultra tres de una sclata.” Cessi, II, p. 88.
- <sup>193</sup> G. Cracco, “Patriziato e Oligarchia a Venezia nel Tre-Quattrocento”, in: *Florence and Venice: Comparisons and Relations vol I: Quattrocento*, Firenze, 1979, p. 85.
- <sup>194</sup> サネリーノ 前掲書 二八五—二八六頁。
- <sup>195</sup> “Quando partes ponuntur in Consilio, propinquus illorum, quos tangit negocium, exeant de Consilio.”
- <sup>196</sup> “.....debeant exire foras de Maiori Consilio et de XL illi, ad quos factum spectabit, et omnes de prole eorum et propinquus, videlicet germani consanguinei, nepotes filij fratris vel sororis, soceri et generi, et avunculi, fratres patris vel matris et cognati.” Cessi, II, p. 80.
- <sup>197</sup> 役職就任者の選出が、まず MC づくじにちいり数名の指名委員を選挙することから始まる。くじごうのは順番に定数個の金玉の入った壺から玉を取り出して、金玉を引いた人が指名委員となるのである。指名委員は候補者のリストを作成し、候補者が決まると MC のメンバーがそれぞれの候補者について賛成か反対かの票を投じる。候補者の中で最多数の賛成票を得た人が当選者となる。D. E. Queller, *The Venetian Patriate*, pp. 55-57.
- <sup>198</sup> “Quod, quando approbatur officialis, teneatur exire propinquus omnium electorum.” Cessi, II, p. 98.
- <sup>199</sup> 大使に因じば D. E. Queller, *Early Venetian Legislation on Ambassadors*, Genova, 1966. 違方や長期潜在の大使は出費がかさむため好まれず、大使の職を逃れようとする貴族も多かった。 *ibid.*, pp. 31-39. 貴族の役職選れ一般にくじごうじ法上の論文参照。 Id., “The Civic Irresponsibility of the Venetian Nobility”, *Explorations in Economic History* 7, 1969-70; V. Lazzarini, “Obbligo di assumere pubblici uffici nelle antiche leggi veneziane”, *Archivio Veneto*, 5a. serie 19, 1936.
- <sup>200</sup> フォンネンテンノーンのベネドニオとは比較的人気のあつた職らくじ。 D. E. Queller, *Early Venetian Legislation*, p. 31.
- <sup>201</sup> Id., *The Venetian Patriate*, p. 72, 94.
- <sup>202</sup> ロー形式の定数であった。
- <sup>203</sup> くじごうの紹介は以上の論文にみられる。 B. Cecchetti, “I nobili e il popolo di Venezia”, *Archivio Veneto* 3, 1872, p. 432; S. Chojnacki, “Kinship Ties and Young Patricians in Fifteenth-Century Venice”, *Renaissance Quarterly* 38, 1985, p. 243 f.; J. E. Law, “Age Qualification and the Venetian Constitution: the Case of the Capello Family”, *Papers of the British School at Rome* 39, 1971, p. 128 f.
- <sup>204</sup> “per unum aut duos ex propinquioribus”, MC 21, Leona fol. 241 v, cited by S. Chojnacki, “Kinship Ties”, p. 247.
- <sup>205</sup> この資格調査は、きざしく証言をとりたり家族の記録のようなものを提出させたりしたと思われる。一四二八年三男カルロの金球くじへの申請を行ったアルヴィーゼ・カペッロは、法務官から証拠を求められて「家族の記録をなしたのべカルロの年令を証明せよ。」と述べらる。 Law, *op. cit.*, p. 129 f.
- <sup>206</sup> S. Chojnacki, “Kinship Ties”, pp. 247-50.
- <sup>207</sup> *ibid.*, pp. 253-67. なき、彼はこの論文で母系、姻族の重要性を強調してはいるが、親族集団としての考察は行なっていない。

⑳ S. Chojnacki, "Political Adulthood in Fifteenth-Century Venice", *American Historical Review* 91, 1986, p. 801.

㉑ B. Betto, "Linee di politica matrimoniale nella nobiltà veneziana fino al XV secolo: Alcune note genealogiche e l'esempio della famiglia Mocenigo", *Archivio Storico Italiano* 139, 1981, p. 64.

㉒ S. Chojnacki, "Patrician Women in Early Renaissance Venice", *Studies in the Renaissance* 21, 1974, p. 203.

㉓ E. Grendi, "Profilo storico", p. 272.  
㉔ *Ibid.*, p. 250.

㉕ 一三世紀前半には次のような事件もあった。ムーヴェレ家の兄弟は妹をライヴァル・エンブリオーネ家に嫁がせていたが、まもなく彼女を家に連れ戻し、その後すぐに彼女の夫ニコロ・エンブリオーネを殺した(㉖㉗)。S. Epstein, *Wills and Wealth in Medieval Genoa*, 1150-1250, Cambridge, 1984, pp. 91-95.

## おわりに

本稿では貴族の結束というヴェネツィアの特徴を貴族の親族集団の在り方から説明することを試みた。その結果、クランの結合力の弱さと、実際の政治活動で重要な単位は親族ネットワークによる小集団であることが、ヴェネツィア貴族をして家どうしの門閥闘争にいらしめなかった重要な要素であるという結論が得られた。クランの結合力が弱ければこそ反乱は大規模な市内闘争に発展しなかったのであり、同時に姻族をも含む親族ネットワークがさまざまな家族を流動的・重層的に結びつけていたのである。

もとよりある社会における親族の在り方はその社会の政治経済状況に大きく影響されるものであり、本来親族集団の特徴と政治は相互依存関係にある。一一、二世紀来のコモーネの政策や後背地の不在が、親族集団の在り方に影響を与えてきた、という側面もあろう。その意味では本稿は政治社会と親族の相互作用の一面を詳らかにしたにすぎない。しかし、本稿の考察及び結果から、さらに次のような展望も得られたのではないだろうか。

冒頭で「イタリアでは家族の結合力が強い」というエールスの言葉を引用したが、この時彼の頭にあったのはジエノヴァのアルベルゴやフィレンツェのコンソルテリアと思われる。しかしヴェネツィアでは親族の絆はあってもそれがクラン

全体をひとつに凝集させることはなかった。本稿で示したように、親族関係を軸とする集団には様々なものがあり、規模も機能も異なる。それ故「家族の結合力」の実態をより明らかにし、それと政治社会の関係を探ることが、各都市国家の性格のより豊かな把握につながるといえよう。

（京都大学大学院生

# The Kinship Group of the Nobility in the Venetian City-State

by

TAKADA Keiko

Thirteenth and fourteenth-century Italian cities were often plagued by political disorder, but among them, there was one city which was free of strife amongst the nobility and showed a remarkable degree of political stability. That was Venice. In this article, I try to explain why this was so from the viewpoint of kinship relation or 'family', which was generally important for the Italian upper-class citizens. First, examining the residential distribution of the nobility, I will call the former analysis of the Venetian noble 'family' into question, and present my own analysis. Secondly, through scrutinizing the Quirini-Tiepolo rebellion, which is usually referred to in the literature as the Quirini-Tiepolo Conspiracy, we can understand the relation between the degree of internal solidarity of the Venetian noble 'family' (=clan) and the lack of civil strife. Finally, by the study of decrees, we consider what kind and what range of kinship was effective in daily political activity and how this effectiveness was connected to the unity of the nobility. My conclusion is the following: the feeble solidarity of the clan, together with the importance of small groups tied by kinship networks in daily political activity, contributed to keep the Venetian nobility from civil strife and political disorder.